

地域保健計画	施策の方向	展開方向	
	医療体制の充実	地域医療体制の充実	①健康教育・健康相談者数の増加 ②健(検)診受診者の増加 ③かかりつけ医・歯科・薬局を持つ人の増加
救急医療体制の充実		休日や夜間の応急診療所の確保	
法定感染症・新感染症等の発生時における対策の充実		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(H24.5月公布)に伴い、国の緊急事態宣言に対応すべく「東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定。行動計画の策定	
「東村山市地域防災計画」における医療救護等の整備		都の防災計画の改定に伴い、 <u>当市のマニュアル作成</u>	

内 容	平成 26 年度取り組むべき内容
「東村山市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び施行規則の設置 (H25.6月議会上程) ○新型インフルエンザ等の感染に対し、国が緊急事態宣言を行った場合、市の対策本部条例に基づき対策本部が設置される。	○ <u>国都のインフルエンザ行動計画策定を受けて、改めて市の行動計画(案)を策定する。(別紙参照)</u> ≪政府行動計画に伴う区市町村の役割≫ ○市民への情報提供 ○相談 ○感染予防 ○医療体制への協力 ○住民への予防接種の実施
都の防災計画の改定に伴う東村山市防災計画の改定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (改定) フェーズ区分を細分化し、発生後の状況変化に応じた関係機関の役割分担を明確化 </div>	「東村山市災害時医療連絡会」設置し、改定に向け検討中。 ≪都改定に伴う東村山市防災計画の見直し事項≫ ○災害医療コーディネーターの設置(都区市町村) ○災害拠点病院等(主に重症者の収容・治療)の近接地に緊急医療救護所(一次トリアージ及び軽症者の応急的処置)の設置運営 ○急性期以降の医療救護活動拠点の設置 ○医療機関・医療救護所の役割分担の明確化 ○災害時医薬品等の備蓄検討 ○医療救護活動の情報連絡体制 ○その他

